

令和2年第1回神奈川県議会臨時会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
県 報 第 1 号	専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）	1
県 報 第 2 号	専決処分について承認を求めること（工事委託契約の締結について）	7
県 報 第 3 号	専決処分について承認を求めること（動産の取得について）	8

専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上の区分に属する事業を併せて行う法人及び県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業ごとに区分して経理しなければならない。

(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の規定による義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下同じ。）、保険業又は貿易保険業

(2) 電気供給業のうち、法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）

(3) 前2号に掲げる事業以外の事業

第18条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の次に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37の税率を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15の税率を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85の税率を乗じて得た金額

第29条第3項中「国民体育大会（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会をいう。以下同じ。）」を削り、「国民体育大会又は前条」を「前条」に改め、「当該国民体育大会又は」を削る。

附則第14項中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第15項第2号中「電気供給業」の次に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(ア) 各事業年度の収入金額に100分の0.8025の税率を乗じて得た金額

(イ) 各事業年度の付加価値額に100分の0.3885の税率を乗じて得た金額

(ウ) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.1575の税率を乗じて得た金額

イ 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(ア) 各事業年度の収入金額に100分の0.8025の税率を乗じて得た金額

(イ) 各事業年度の所得に100分の1.9795の税率を乗じて得た金額

附則第42項を附則第43項とし、附則第41項を附則第42項とする。

附則第40項中「附則第35項から前項まで」を「附則第36項から前項まで」に、「附則第35項から第39項まで」を「附則第36項から第40項まで」に改め、同項を附則第41項とする。

附則第39項中「附則第35項又は第36項」を「附則第36項又は第37項」に、「附則第33項」を「附則第34項」に改め、同項の表中「附則第35項第1号」を「附則第36項第1号」に、「附則第35項第2号ア」を「附則第36項第2号ア」に、「附則第35項第2号イ」を「附則第36項第2号イ」に、「附則第35項第2号ウ」を「附則第36項第2号ウ」に、「附則第35項第2号エ」を「附則第36項第2号エ」に、「附則第35項第2号オ」を「附則第36項第2号オ」に、「附則第35項第2号カ」を「附則第36項第2号カ」に、「附則第35項第2号キ」を「附則第36項第2号キ」に、「附則第35項第2号ク」を「附則第36項第2号ク」に、「附則第35項第2号ケ」を「附則第36項第2号ケ」に、「附則第35項第2号コ」を「附則第36項第2号コ」に、「附則第36項第1号」を「附則第37項第1号」に、「附則第36項第2号ア」を「附則第37項第2号ア」に、「附則第36項第2号イ」を「附則第37項第2号イ」に、「附則第36項第2号ウ」を「附則第37項第2号ウ」に、「附則第36項第2号エ」を「附則第37項第2号エ」に、「附則第36項第2号オ」を「附則第37項第2号オ」に、「附則第36項第2号カ」を「附則第37項第2号カ」に、「附則第36項第2号キ」を「附則第37項第2号キ」に、「附則第36項第2号ク」を「附則第37項第2号ク」に、「附則第36項第2号ケ」を「附則第37項第2号ケ」に、「附則第36項第2号コ」を「附則第37項第2号コ」に改め、同項を附則第40項とする。

附則第38項中「附則第35項又は第36項」を「附則第36項又は第37項」に、「附則第32項」を「附則第33項」に改め、同項の表中「附則第35項第1号」を「附則第36項第1号」に、「附則第35項第2号ア」を「附則第36項第2号ア」に、「附則第35項第2号イ」を「附則第36項第2号イ」に、「附則第35項第2号ウ」を「附則第36項第2号ウ」に、「附則第35項第2号エ」を「附則第36項第2号エ」に、「附則第35項第2号オ」を「附則第36項第2号オ」に、「附則第35項第2号カ」を「附則第36項第2号カ」に、「附則第35項第2号キ」を「附則第36項第2号キ」に、「附則第35項第2号ク」を「附則第36項第2号ク」に、「附則第35項第2号ケ」を「附則第36項第2号ケ」に、「附則第35項第2号コ」を「附則第36項第2号コ」に、「附則第36項第1号」を「附則第37項第1号」に、「附則第36項第2号ア」を「附則第37項第2号ア」に、「附則第36項第2号イ」を「附則第37項第2号イ」に、「附則第36項第2号ウ」を「附則第37項第2号ウ」に、「附則第36項第2号エ」を「附則第37項第2号エ」に、「附則第36項第2号オ」を「附則第37項第2号オ」に、「附則第36項第2号カ」を「附則第37項第2号カ」

に、「附則第36項第2号キ」を「附則第37項第2号キ」に、「附則第36項第2号ク」を「附則第37項第2号ク」に、「附則第36項第2号ケ」を「附則第37項第2号ケ」に、「附則第36項第2号コ」を「附則第37項第2号コ」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第37項中「附則第30項」を「附則第31項」に改め、同項の表中「附則第35項第2号ア」を「附則第36項第2号ア」に、「附則第35項第2号イ」を「附則第36項第2号イ」に、「附則第35項第2号ウ」を「附則第36項第2号ウ」に、「附則第35項第2号エ」を「附則第36項第2号エ」に、「附則第35項第2号オ」を「附則第36項第2号オ」に、「附則第35項第2号カ」を「附則第36項第2号カ」に、「附則第35項第2号キ」を「附則第36項第2号キ」に、「附則第35項第2号ク」を「附則第36項第2号ク」に、「附則第35項第2号ケ」を「附則第36項第2号ケ」に、「附則第35項第2号コ」を「附則第36項第2号コ」に、「附則第36項第2号ア」を「附則第37項第2号ア」に、「附則第36項第2号イ」を「附則第37項第2号イ」に、「附則第36項第2号ウ」を「附則第37項第2号ウ」に、「附則第36項第2号エ」を「附則第37項第2号エ」に、「附則第36項第2号オ」を「附則第37項第2号オ」に、「附則第36項第2号カ」を「附則第37項第2号カ」に、「附則第36項第2号キ」を「附則第37項第2号キ」に、「附則第36項第2号ク」を「附則第37項第2号ク」に、「附則第36項第2号ケ」を「附則第37項第2号ケ」に、「附則第36項第2号コ」を「附則第37項第2号コ」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第36項を附則第37項とし、附則第35項を附則第36項とする。

附則第34項中「附則第32項又は第33項」を「附則第33項又は第34項」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第33項の表第56条第2項本文の項及び第56条第3項本文の項中「附則第33項」を「附則第34項」に改め、附則第33項を附則第34項とする。

附則第32項第4号中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第56条第2項本文の項及び第56条第3項本文の項中「附則第32項」を「附則第33項」に改め、附則第32項を附則第33項とする。

附則第31項中「附則第30項」を「附則第31項」に、「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第30項中「附則第32項第2号及び第37項」を「附則第33項第2号及び第38項」に、「附則第37項」を「附則第38項」に、「附則第32項及び第33項」を「附則第33項及び第34項」に改め、同項第1号中「附則第32項第4号及び第33項第1号」を「附則第33項第4号及び第34項第1号」に、「附則第32項第5号及び第33項第2号」を「附則第33項第5号及び第34項第2号」に改め、同項第2号中「附則第32項第6号」を「附則第33項第6号」に改め、同項の表第56条第2項本文の項及び第56条第3項本文の項中「附則第30項」を「附則第31項」に改め、附則第30項を附則第31項とする。

附則第29項を附則第30項とし、附則第25項から第28項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第24項中「又は第19項」を「から第20項まで」に、「附則第21項又は第22項」を「附則第22項又は第23項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第23項を附則第24項とする。

附則第22項中「附則第19項」の次に「又は第20項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第21項を附則第22項とする。

附則第20項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項の次に次の1項を加える。

20 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第3号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 附則第15項第3号ア(ア)の金額に107分の7を乗じて計算した額に相当する金額

イ 附則第15項第3号ア(イ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額

ウ 附則第15項第3号ア(ウ)の金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 附則第15項第3号イ(ア)の金額に107分の7を乗じて計算した額に相当する金額

イ 附則第15項第3号イ(イ)の金額に107分の7を乗じて計算した額に相当する金額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 改正後の第17条第2項、第18条並びに附則第14項、第15項、第20項、第21項、第23項及び第25項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

3 改正後の第29条第3項の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正)

4 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成16年神奈川県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条中「附則第26項」を「附則第27項」に、「附則第27項」を「附則第28項」に改める。

(神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正)

5 神奈川県水源環境保全・再生基金条例(平成17年神奈川県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「附則第42項」を「附則第43項」に改める。

(神奈川県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(平成31年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項の改正規定を削る。

附則中「ただし、第29条第3項の改正規定は、平成35年1月1日から施行する。」を削る。

7 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(令和元年神奈川県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第31項中「及び第38項」を「及び第39項」に、「附則第38項」を「附則第39項」に、「及び第34項」を「から第35項まで」に改める。

附則第39項を削る。

附則第38項の表中「附則第36項第2号ア」を「附則第37項第2号ア」に、「附則第36項第2号イ」を「附則第37項第2号イ」に、「附則第36項第2号ウ」を「附則第37項第2号ウ」に、「附則第36項第2号エ」を「附則第37項第2号エ」に、「附則第36項第2号オ」を「附則第37項第2号オ」に、「附則第36項第2号カ」を「附則第37項第2号カ」に、「附則第36項第2号キ」を「附則第37項第2号キ」に、「附則第36項第2号ク」を「附則第37項第2号ク」に、「附則第36項第2号ケ」を「附則第37項第2号ケ」に、「附則第36項第2号コ」を「附則第37項第2号コ」に、「附則第37項第2号ア」を「附則第38項第2号ア」に、「附則第37項第2号イ」を「附則第38項第2号イ」に、「附則第37項第2号ウ」を「附則第38項第2号ウ」に、「附則第37項第2号エ」を「附則第38項第2号エ」に、「附則第37項第2号オ」を「附則第38項第2号オ」に、「附則第37項第2号カ」を「附則第38項第2号カ」に、「附則第37項第2号キ」を「附則第38項第2号キ」に、「附則第37項第2号ク」を「附則第38項第2号ク」に、「附則第37項第2号ケ」を「附則第38項第2号ケ」に、「附則第37項第2号コ」を「附則第38項第2号コ」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第37項を附則第38項とし、附則第36項を附則第37項とする。

附則第35項中「前2項」を「前3項」に、「又は第34項」を「から第35項まで」に改め、同項を附則第36項とし、附則第34項の次に次の1項を加える。

35 附則第33項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第40項を削る。

附則第41項中「附則第36項から前項まで」を「前3項」に、「附則第36項から第40項まで」を「附則第37項から第39項まで」に改め、同項を附則第40項とする。

附則第42項を附則第41項とし、附則第43項を附則第42項とする。

附則第4項中「附則第30項及び第34項から第39項まで」を「附則第31項及び第35項から第40項まで」に改める。

附則第7項中「附則第42項」を「附則第41項」を「附則第43項」を「附則第42項」に改める。

令和2年4月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めます。

専決処分について承認を求めること

工事委託契約の締結について次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

工事委託契約の締結について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第1項に基づく「臨時の医療施設」整備業務委託契約を次により締結するものとする。

- 1 委託契約者名 医療法人沖繩徳洲会
理事長 鈴木 隆 夫
- 2 委託契約金額 12億円

令和2年4月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第1項に基づく「臨時の医療施設」整備業務委託契約の締結について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものがあります。

専決処分について承認を求めること

動産買入れについて次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 N95医療用防護マスク
- 2 契約者名 越洋通商株式会社
代表取締役 黄 剛
- 3 契約金額 1億3,150万円

令和2年4月24日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策に係るN95医療用防護マスクの買入れについて急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。